

令和 5 年 9 月 15 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市国民健康保険運営協議会
会 長 竿 田 嗣 夫

次期「大阪府国民健康保険運営方針（素案）」に係る意見について（答申）

令和 5 年 9 月 11 日付け大福祉第 1424 号により諮問のあった標題の件について、別紙のと
おり答申します。

大阪市国民健康保険運営協議会答申

1 はじめに

国民健康保険は、国民皆保険の基礎をなす制度として重要な役割を果たしているが、その加入者には高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えている。

加えて、高齢化の進展や社会情勢の変化に伴い、一市町村で長期に安定した国保運営を行うことは困難であることから、持続可能な医療保険制度を構築するため、国は公費を拡充し国保財政の基盤強化を図るとともに、平成30年度より国保運営の都道府県単位化が図られた。

都道府県単位化にあたって、市町村は都道府県が定める国民健康保険運営方針を踏まえた国保運営に努めるものとされており、大阪府では、被保険者間の受益と負担の公平性を図るため、令和6年度に府内市町村の保険料率等を統一することとされたことから、大阪市においても、府の方針に沿った対応として、賦課割合をなだらかに移行する等の経過措置を講じてきた。

また、大阪市ではこれまで、保険料が急増する際には、市独自の任意繰入等により、保険料の抑制・平準化に努めてきたが、府内統一保険料率となる令和6年度以降は市町村独自の対応ができないため、今後は、大阪府において府内統一保険料率の抑制・平準化を図るための仕組みが必要となる。

そのため、大阪府は、次期大阪府国民健康保険運営方針において、財政調整事業の仕組みを構築し、運用することとしており、今後、同運営方針（素案）に係る法定市町村意見聴取を行う予定である。

これらの状況を踏まえ、令和5年9月11日付け大福祉第1424号をもって大阪市長から諮問のあった事項について、当協議会において審議を行った結果、次のとおり答申するものである。

2 答 申

市長からの諮問事項の内容は、次のとおりである。

次期「大阪府国民健康保険運営方針（素案）」に係る意見
保険料の抑制・平準化のための取組について

次期「大阪府国民健康保険運営方針（素案）」では、医療費の増嵩傾向が続く中、保険料の上昇が今後も続くと思込まれる状況にあることから、府内統一保険料の抑制・平準化を図るため、令和4年の国民健康保険法の改正により制度化された財政安定化基金の財政調整機能の活用など、財政調整事業の取組を進めることとしている（Ⅲ－3－（2）、

IV－6)。

これら保険料の抑制・平準化のための取組にあたっては、医療費の急激な上昇が見込まれる場合等においても被保険者の負担が急増することのないよう、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議における協議内容を適切に踏まえた上で、大阪府が国民健康保険の財政運営の責任主体として確実に取り組んでいただきたい。

次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）は、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議における協議を経て策定されたものであり、大阪市の考え方についても一定、反映された内容となっている。

また、現行の大阪府国民健康保険運営方針の策定時に行われた法定市町村意見聴取において大阪市の意見として提出した「保険料率改定を平準化する仕組みづくり」についても、財政調整事業として新たな取組が盛り込まれている。

財政調整事業は、保険料の府内完全統一後における被保険者の負担軽減及び国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るための非常に重要な取組であり、今後、確実に実施されることが求められる。

このようなことから、本意見は、財政調整事業について、大阪府が国民健康保険の財政運営の責任主体として確実に取り組むことを求めるものであり、法定市町村意見聴取において提出する大阪市の意見として、妥当である。

なお、本意見第二段落の文末については、大阪府がその役割を果たすべく中心となって取組を進めることを求める趣旨から、「大阪府がリーダーシップを発揮し、国民健康保険の財政運営の責任主体として確実に取り組んでいただきたい」と下線部分の文言を追記されたい。